

京都市会事務局規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市会議長 中村 三之助

京都市会規程第1号

京都市会事務局規程の一部を改正する規程

京都市会事務局規程の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「調査法制係長」を「広報担当課長並びに調査係長，法制係長」に改める。

第4条第3項中「統括監察員」の右に「，広報担当課長」を加える。

第5条第2項中「主管事務につき」の右に「，広報担当課長」を，「担当係長」の右に「がその職務を代理し，課長及び広報担当課長に共に事故があるときは，主管事務につき，課長補佐，担当課長補佐，係長又は担当係長」を加える。

第6条第2項中「係長」を「広報担当課長並びに担当課長補佐，係長」に改める。

第7条調査課の項中第9号を第10号とし，第8号を第9号とし，同項第7号中「議会報その他」を削り，同号の次に次の1号を加える。

(8) 議会の広報及び広聴に関すること。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)